

能美市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する要綱

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 建築物エネルギー消費性能適合性判定等(第3条—第7条)

第3章 建築物の建築に関する届出等(第8条—第14条)

第4章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等(第15条—第28条)

第5章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等(第29条—第36条)

第6章 その他(第37条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、届出、認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語は、法、省令、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号)及び住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)において使用する用語の例による。

第2章 建築物エネルギー消費性能適合性判定等

(書類の審査)

第3条 市長は、建築物エネルギー消費性能確保計画(以下「確保計画」という。)の

提出又は通知(法第12条第2項又は法第13条第3項の規定により計画を変更する場合を含む。)の内容について疑義がある場合は、必要に応じて提出者等に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めるものとする。

(軽微な変更)

第4条 確保計画の提出又は通知により、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築主(以下「適合判定建築主」という。)が、当該計画の軽微な変更をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更届(様式第1号)2通に、それぞれ変更部分を示す図書を添えて、市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更が、建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更(確保計画の根本的な変更を除く。)の場合は、軽微変更該当証明申請書(様式第2号)2通に、それぞれ変更部分を示す図書を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項ただし書の規定による申請があったときは、証明を求められた内容について軽微な変更であることが確認できたものについて、適合判定建築主に省令第11条の規定による軽微変更該当証明書(様式第3号)を交付するものとする。

3 適合判定建築主は、確保計画の軽微な変更を行ったときは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第1項の規定による検査の申請書に、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更説明書(様式第4号)を添えるものとする。

(確保計画の提出等の取下げ)

第5条 確保計画の提出者又は通知者が、当該提出又は通知を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画の取下届(様式第5号)2通を市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第6条 建築主等は、法第17条第1項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について報告を求められた場合は、特定建築物の建築物消費性能基準への適合に関する報告書(様式第6号)に報告内容を説明するための図書を添えて市長へ報告するものとする。

(建築主等に対する命令等)

第7条 法第14条第1項の規定による建築主に対する基準適合命令は、基準適合命令書(様式第7号)によるものとする。

2 法第14条第2項の規定による国等の機関の長に対する基準適合要請は、基準適合要請書(様式第8号)によるものとする。

3 法第16条第1項の規定による提出者に対する指示は、建築物エネルギー消費性能確保計画の指示書(様式第9号)によるものとする。

4 法第16条第2項の規定による提出者に対する命令は、建築物エネルギー消費性能確保計画の命令書(様式第10号)によるものとする。

5 法第16条第3項の規定による国等の機関の長に対する協議は、建築物エネルギー消費性能確保計画の協議書(様式第11号)によるものとする。

第3章 建築物の建築に関する届出等

(市長が必要と認める図書)

第8条 省令第12条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 省令第13条の2第1項の評価を受けた場合にあっては、当該評価書の写し

(2) その他市長が必要と認める図書

(市長が不要と認める図書)

第9条 省令第12条第4項の市長が不要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 前項(1)を添付する場合(外皮基準のみに適合する建築物である旨の評価書に限る)にあっては、省令第12条第1項の表(イ)項のうち、仕様書、各階詳細図及び各種計算書

(2) 前項(1)を添付する場合(一次エネルギー基準のみに適合する建築物である旨の評価書に限る)にあっては、省令第12条第1項の表(ロ)項及び(ハ)項に掲げる図書

(書類の審査)

第10条 市長は、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画(以下「構造等計画」という。)の届出又は通知(法第19条第1項後段又は第20条第2項後段の規定により計画を変更する場合を含む。)の内容について疑義がある場合は、必要に応じて提出者等(第3条第5号の設計住宅性能評価書の写し及び

同条第6号の評価書の写しが添付されている場合は当該書類を交付した機関等を含む。)に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めるものとする。

(軽微な変更)

第11条 構造等計画の届出者又は通知者は、計画の軽微な変更をしようとするときは、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の軽微な変更届(様式第12号)2通に、それぞれ変更部分を示す図書を添えて、市長に提出するものとする。

(計画の届出等の取下げ)

第12条 構造等計画の届出者又は通知者は、当該届出又は通知を取り下げるときは、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の取下届(様式第13号)2通を市長に提出するものとする。

(報告)

第13条 建築主等は、法第21条第1項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について報告を求められた場合は、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書(様式第~~13~~14号)に報告内容を説明するための図書を添えて市長へ報告するものとする。

(建築主等に対する指示等)

第14条 法第19条第2項の規定による届出者に対する指示は、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の指示書(様式第15号)によるものとする。

2 法第19条第3項の規定による届出者に対する命令は、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の命令書(様式第16号)によるものとする。

3 法第20条第3項の規定による国等の機関の長に対する協議は、建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の協議書(様式第17号)によるものとする。

第4章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(審査機関による技術的審査を活用する範囲)

第15条 法第35条第1項の規定に基づく認定基準のうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関(以下「審査機関」という。)による技術的審査を活用する範囲については、次のとおりとする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準
(法第35条第1項第1号関係)

(2) 基本方針との照合(法第35条第1項第2号関係)

(3) 資金計画(法第35条第1項第3号関係)

(認定の申請)

第16条 認定申請をしようとする者は、申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第23条第1項の表に掲げる図書及び次条各号に掲げる図書等を添えて、市長に提出しなければならない。

(市長が必要と認める図書)

第17条 省令第23条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 審査機関に建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「向上計画」という。)に係る技術的審査を依頼し、当該審査機関から適合証の交付を受けている場合にあっては、当該適合証

(2) 登録住宅性能評価機関から品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級5、6又は7であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級6(令和4年10月1日時点で現に存する建築物の部分については断熱等性能等級が等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費性能等級が等級4、5又は6)に適合していることとする。以下「設計住宅性能評価書」という。)の交付を受けている場合にあっては、当該設計住宅性能評価書の写し

(3) 向上計画に係る建築物が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士が建築基準法(昭和25年法律第201号)に抵触していないことを確認した旨を記載した省令第23条第1項の表に掲げる設計内容説明書

ア 当該建築物が建築士法第3条第1項各号に掲げるものである場合 同法第

2 条第 2 項に規定する一級建築士(以下「一級建築士」という。)

イ 当該建築物が建築士法第 3 条の 2 第 1 項各号に掲げるもの又は同条第 3 項の規定により区域若しくは用途を限り、同条第 1 項各号に規定する延べ面積を別に定めた条例の規定に該当するものである場合 一級建築士又は同法第 2 条第 3 項に規定する二級建築士(以下「二級建築士」という。)

ウ 当該建築物がア又はイに掲げるもの以外のものである場合 一級建築士、二級建築士又は建築士法第 2 条第 4 項に規定する木造建築士

(4) 向上計画が建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「増築等」という。)に係るものである場合にあつては、当該建築物(当該増築等に係る部分以外の当該建築物の部分に限る。)に係る建築基準法第 7 条第 5 項の検査済証(以下「検査済証」という。)の写しその他の同法第 6 条第 1 項に規定する建築基準法令の規定に適合していることを証する書類又はその写し

(5) その他市長が必要と認める図書

2 第 1 項第 1 号の適合証及び同項第 2 号の設計住宅性能評価書の添付図面は、審査機関の押印がなされているものでなければならない。

(構造計算適合性判定)

第 18 条 認定申請をしようとする者は、法第 35 条第 2 項の規定により建築基準適合審査の申出をする場合において、その申出に係る建築物が建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定を要するものである場合は、同法第 77 条の 35 の 5 の指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定を受けなければならない。

(変更認定の申請)

第 19 条 変更認定申請をしようとする者は、省令第 27 条の申請書の正本及び副本に、それぞれ第 12 条各号に掲げる図書のうち変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

(変更認定申請の構造計算適合性判定)

第 20 条 第 18 条の規定は、変更認定申請に併せて法第 36 条第 2 項において準用

する法第35条第2項の規定により建築基準適合審査の申出をする場合について準用する。

(書類の審査)

第21条 市長は、認定申請(変更認定申請を含む。次項において同じ。)の内容について疑義がある場合は、当該申請をした者(申請書に第17条第1項第1号の適合証又は同項第2号の設計住宅性能評価書の写しが添付されている場合にあつては、当該申請をした者又は当該適合証等を交付した審査機関)に対し説明を、誤りがある場合は当該申請をした者に対し訂正を求めることができる。

2 市長は、認定申請の内容に虚偽があると認められる場合又は当該申請をした者が前項の請求に応じなかった場合は、法第35条第1項の認定(第19条第1項の規定による申請の場合にあつては、法第36条第1項の変更の認定)をしないものとし、当該申請をした者に対し、その旨を、認定しない旨の通知書(様式第18号)により通知するものとする。

(軽微な変更)

第22条 認定建築主は、向上計画の軽微な変更をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更届(様式第19号)2通に、それぞれ変更部分を示す図書を添えて、市長に提出するものとする。

(向上計画の認定の取下げ)

第23条 向上計画の申請者は、当該申請を取り下げるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画の取下届(様式第20号)2通を市長に提出するものとする。

(認定向上計画に基づく建築物の新築等の取りやめ)

第24条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「認定向上計画」という。)に基づく建築物の新築等を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書(様式第21号)2通に、省令別記様式第34による認定通知書(法第36条に規定する計画の変更の認定を受けた場合にあつては、省令別記様式第36による変更認定通知書)を添えて市長に提出するものとする。

(報告)

第25条 認定建築主は、認定向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、法第37条の規定に基づき、速やかに認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等が完了した旨の報告書(様式第22号)に、必要に応じ、次に掲げる図書を添えて、市長に報告するものとする。

(1) 建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し

(2) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
(同法の確認申請を行った場合に限る。)

(3) その他市長が必要と認める図書

2 認定建築主が認定向上計画に基づく建築物又は当該建築物の部分を譲受人に譲り渡した場合は、譲渡人又は譲受人は、法第37条の規定に基づき、単独で又は共同して認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等に関する報告書(様式第23号)に名義を変更したことを証する書面を添えて、市長に報告するものとする。

3 認定建築主は、市長から前2項以外の報告を求められた場合は、法第37条の規定に基づき、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等に関する報告書に報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告するものとする。
(認定建築主に対する命令)

第26条 法第38条の規定による認定建築主に対する命令は、改善命令書(様式第24号)によるものとする。

(認定の取消しの通知)

第27条 市長は、法第39条の規定により、法第35条第1項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の認定を取り消したときは、当該認定建築主であった者に対し、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書(様式第~~14~~25号)により通知するものとする。

2 第24条の規定により、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書が届け出られた場合には、法第35条第1項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の認定を取り消すこととし、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定取消通知書(様式第26号)により通知するも

のとする。

(認定の証明)

第28条 認定建築主は、法第35条第1項の認定又は法第36条の変更の認定を受けていることの証明書の交付を市長に申請することができる。

2 認定建築主は、前項の規定による申請をするときは、証明願(様式第27号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 国又は地方公共団体が発行した免許証、許可証等で身分を確認することができるもの又は身分証明書の写し

(2) その他市長が必要と認める図書

第5章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

(認定の申請)

第29条 認定申請をしようとする者は、申請書の正本及び副本に、それぞれ省令第1条第1項の表に掲げる図書及び次条各号に掲げる図書等を添えて、市長に提出しなければならない。

(市長が必要と認める図書)

第30条 省令第30条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 審査機関に建築物エネルギー消費性能基準に係る技術的審査を依頼し、当該審査機関から適合証の交付を受けている場合にあつては、当該適合証

(2) 法第35条の規定に基づく性能向上計画認定の通知を受け、性能向上計画認定通知書が交付された場合にあつては、当該性能向上計画認定通知書の写し及び検査済証の写し

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条の規定に基づく認定の通知を受け、認定通知書が交付された場合にあつては、当該認定通知書の写し及び検査済証の写し

(4) 登録住宅性能評価機関から品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4、5、6又は7であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4、5又は6(平成28年4月1日時点で現に存する建築物の部分については等級3を含む。)に適合していることとす

る。以下「建設住宅性能評価書」という。)の交付を受けている場合にあつては、当該建設住宅性能評価書の写し

(5) 当該建築物が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める建築士法第2条第1項に規定する建築士が建築基準法に抵触していないこと及び申請書や添付図書に記載の事項が建築物の構造や設備の現況と相違ないものであることを確認した旨を記載した省令第1条第1項の表に掲げる設計内容説明書

ア 当該建築物が建築士法第3条第1項各号に掲げるものである場合 一級建築士

イ 当該建築物が建築士法第3条の2第1項各号に掲げるもの又は同条第3項の規定により区域若しくは用途を限り、同条第1項各号に規定する延べ面積を別に定めた条例の規定に該当するものである場合 一級建築士又は二級建築士

ウ 当該建築物がア又はイに掲げるもの以外のものである場合 一級建築士、二級建築士又は建築士法第2条第4項に規定する木造建築士

(6) その他市長が必要と認める図書

2 前項第1号の適合証及び同項第4号の建設住宅性能評価書の添付図面は、審査機関の押印がなされているものでなければならない。

(書類の審査)

第31条 市長は、認定申請の内容について疑義がある場合は、当該申請をした者(申請書に第30条第1項第1号に規定する適合証又は同項第4号の建設住宅性能評価書の写しが添付されている場合にあつては、当該申請をした者又は当該適合証等を交付した審査機関)に対し説明を、誤りがある場合は当該申請をした者に対し訂正を求めることができる。

2 市長は、認定申請の内容に虚偽があると認められる場合又は当該申請をした者が前項の規定による請求に応じなかった場合は、法第41条第2項の認定をしないものとし、当該申請をした者に対し、その旨を、認定しない旨の通知書(様式第28号)により通知するものとする。

(基準適合の認定申請の取下げ)

第32条 認定申請をした者は、当該申請を取り下げるときは、建築物エネルギー消費性能に係る認定申請取下届(様式第29号)2通を市長に提出するものとする。

(報告)

第33条 法第41条第2項の認定を受けた者が基準適合認定建築物又は当該建築物の部分を譲受人に譲り渡した場合は、譲渡人又は譲受人は、法第43条第1項の規定に基づき、単独で又は共同して基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準に関する報告書(様式第30号)に名義を変更したことを証する書面を添えて、市長に報告するものとする。

2 法第41条第2項の認定を受けた者は、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項について、市長から前項以外の報告を求められた場合には、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準に関する報告書(様式第30号)に報告内容を説明するための図書を添えて、市長に報告するものとする。

(認定の取消しの申出)

第34条 法第41条第2項の認定を受けた者は、基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなった場合は、建築物エネルギー消費性能に係る認定取下届(様式第31号)に省令別記様式第38による認定通知書を添えて、速やかに市長に届け出るものとする。

(認定の取消しの通知)

第35条 市長は、法第42条の規定により法第41条第2項の認定を取り消したときは、当該認定を受けていた者に対し、基準適合認定建築物の認定取消通知書(様式第32号)により通知するものとする。

2 前条の規定により、建築物エネルギー消費性能に係る認定取下届の提出があった場合には、法第41条第2項の認定を取り消すこととし、基準適合認定建築物の認定取消通知書(様式第33号)により通知するものとする。

(認定の証明)

第36条 法第41条第2項の認定を受けた者は、当該認定を受けていることの証明書の交付を市長に申請することができる。

2 基準適合の認定を受けた者は、前項の規定による申請をするときは、証明願(様式第34号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 国又は地方公共団体が発行した免許証、許可証等で身分を確認することができるもの又は身分証明書の写し

(2) その他市長が必要と認める図書

第6章 その他

(その他)

第37条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

附 則(令和4年9月30日告示第 号)

この告示は、令和4年10月1日から施行する。